

書評

・吉原 健雄
・高橋 文博

追塩千尋著

『中世の南都仏教』

(吉川弘文館・一九九五年)

吉原 健雄

本書は、古代・中世の南都仏教・説話・国分寺の研究で知られる、追塩千尋氏の論文集である。著者の既発表論文のうち、一九七六年から一九九二年にかけて発表された南都仏教に関する一〇本の論考がおさめられている。初出論文は本書の各章と対応している。まず本書の構成および視点の概略を把握するために、目次を掲げる。

序論 本書の対象と視角

第一部 平安期南都仏教の諸相

第一章 道昌をめぐる諸問題

第二章 子島寺真興の宗教的環境

第三章 実範と関係寺院

第四章 西大寺の変遷と叡尊

第二部 叡尊をめぐる諸問題

第一章 初期叡尊の宗教的環境

第二章 叡尊における密教の意義

第三章 叡尊における鬪と教団規律

第四章 叡尊の諸信仰と慈善救済事業

第五章 叡尊の関東下向

第六章 忍性の宗教活動

あとがき

第一部は平安期の南都僧を、第二部は鎌倉期の叡尊・忍性ら律僧を対象としている。本書所収の論文の発表過程からは、第二部の叡尊らの鎌倉期の革新運動の検討を経たのち、第一部の実範ら平安期の南都僧の研究に進まれたことが知られる。

本書におさめられた諸論考を通じて、著者が主要な課題としたのは観尊像の再検討であるといつてよいだろう。「あとがき」にあるように、著者の意図は観尊の宗教活動を通じて鎌倉期南都仏教の革新運動に迫ることにある。その際、著者が戒律僧観尊という通説的理解への疑問を出発点としたことが、本書全体を貫く基調をなしている。戒律僧としての観尊理解は、『元亨釈書』以来、中世・近世の伝記を経て、和島芳男『観尊・忍性』（吉川弘文館・一九五九年）において集大成された。この通説の影響力は大きかったが、一九七〇年代以降、戒律以外の諸要素に光をあてる必要が訴えられるようになる。こういった研究史の流れの中で、密教や修験、文殊・太子・行基信仰に着目することによつてもっとも豊かな成果をあげられたのが著者追塩氏である。従来の観尊研究が戒律興隆運動、もしくは西大寺復興の側面を重視したものであるのたいして、著者の視線は、戒律修学以前もしくは以外の宗教的要素に注がれている。仏教の多様なありかたへと視野が広げられたことによつて、観尊のイメージがより豊かになった。

顕密仏教改革派として観尊を位置づける視点からみるならば、鎌倉仏教の祖師のなかでは、観尊の思想的な価値は重視されないことになる。だが「はじめに」において著者が設定されたように、慈善救済の有無——広く位置づけるならば、他者との関係性の構築のしかた——を通じて当時の世界観の一端をあきらかにするという視座もありうるであろう。中世仏教研究は、救

済の問題をいかに理解するのか。観尊らの思想を、救済という宗教的課題の視点からいかにとらえるのか。本書はそういった重い問題提起の書として位置づけられる。

二

観尊は多くの著作を残しているものの、大部分は先行経典・論疏の祖述や講式・願文類であり、現存しないものも多数にのぼるため、体系的な思想をつかみにくい。鎌倉仏教の祖師たちのなかでも、とりわけ思想的特徴がみえにくい人物であるといえよう。こういった人物の救済観念をあきらかにしようとするとき、現実の諸活動の分析は不可欠な作業となってくる。密教や修験、文殊・太子・行基信仰などの諸信仰に視野をひろげて多くの事実を包括的に検討するという著者の方法は、観尊における救済活動の総体的な構造を把握するうえで最善の方法といえるだろう。以下、本書の各章から評者が学んだことの概要を、観尊の個人史に即した順序で紹介していこう。

観尊が三十五歳で西大寺に入る前の時期の修学内容について、観尊が関わりをもった寺院の性格を通じて検討する。西大寺に入る以前の観尊が関係していた寺院が、興福寺・醍醐寺・高野山・長岳寺といった興福寺修験系の寺や、醍醐寺安養院・円明房や高野山行人房など、勸進聖と関わりのある寺であることを重視する。西大寺に入る以前の時期は、観尊の自伝『感身学正記』の記述が簡略であることから、これまで十分に検討された

ことはない。著者は、これまで密教修学期として理解されていた西大寺入寺以前に、太子・観音・龍神・文殊信仰や光明真言・戒律など、のちの活動のなかで展開させることになる信仰や行を叡尊が受容していたとする（第二部第一章）。

西大寺は南都七大寺のなかでも東大寺・興福寺のように中世移行期にも寺勢を維持・発展させた寺院とは異なり、西大寺の自力では興隆が不可能なほど衰退していた。西大寺に入ったのちの叡尊は、奈良時代以来西大寺につたわる伝統的な鎮護国家法を保存し、あらたに密教修法を加えることで支配層の関心をつなぎとめた。同時に、戒律・光明真言・慈善救済という新しい要素を加えて庶民層の信仰をあつめることにも成功した。ここにみられる密教僧であり勸進聖でもあるという叡尊の二つの側面が、西大寺再興にあたって重要な意義をもった。こういった変化を、七大寺としてのランク・伽藍・教学・経済基盤の視点からあとづける（第一部第四章）。

これらの章では、叡尊が西大寺に関わる以前の宗教的環境に着目することによって、叡尊の置かれていた宗教的環境や習得した諸信仰が指摘されている。執筆順序はこれら第二部第一章・第一部第四章に先立つが、西大寺における密教と慈善救済事業、それにかかわる諸信仰を論じた第二部第二章・第四章は、西大寺における叡尊の活動を、彼が学んだ諸信仰の位置づけを主眼として幅広く論じることで、著者独自の叡尊理解を展開する中心的な論文といえよう。

第二部第二章は最初に発表された叡尊論であるが、密教に着目することで、叡尊の生涯の転機を解釈する。第一に十七歳の醍醐寺における出家から三十四歳までの密教修学期、第二に三十四歳の時点で密教上の問題から戒律への関心が生じた時期、第三に光明真言会による亡魂救済を開始した時期の、三つの時期が検討される。

第二の、戒律との関わりは、密教僧としての修学過程で意識された、密教行者の魔道墮落の問題から生じた。加持祈禱のみに専念する行者が菩提心を欠如させていることが魔道墮落の原因だが、戒による自己と衆生への利益によってこれを解決し、この時期以降修法をおこなうにあたっての障害が消えた。叡尊の後半生を決めることになった翌年の西大寺入寺は、持斎僧となることによって破戒と菩提心欠如という密教上の問題を解決する方法であると説明される。これ以降の叡尊は、戒律を通じて密教を実践するという特徴をもつ。

第三のポイントには、六十四歳以降、西大寺で光明真言会を始めたこと。この光明真言による亡魂救済をおこなうにあたっては、鎌倉での教化の経験がある。鎌倉では「邪義・偏執」なる念仏信者を「正法」によって教化し、さらに精力的に授戒活動をおこなったが、授戒できる人数には限界があることに加え、身分・生活上破戒を余儀なくされる武士の救済が課題となった。これらの課題、すなわち浄土教的な来世救済の問題と、授戒・持戒による救済の限界という問題が、光明真言による極楽往

生・亡者追善の功德への注目につながったとする。「重罪障消滅」の功德をもつ光明真言によって、それまでの授戒・持戒による救いの体系から漏れていた破戒・無戒の人々の極楽往生が可能となり、幅広く諸階層を救済することが可能となった。ただし、理論的には幅広い救済が可能となったものの、現実の救済対象は限定されている。西大寺光明真言会の際に作成された規定では、西大寺関係の僧侶と寄進者に対象範囲が定められている。この範囲を示す『西大寺有恩過去帳』の分析を通じて、没落貴族・守護・地頭・有力名主といった中間的階層以下の、特殊な職能をもつ人々や遊女も救済対象に含まれていたことを指摘する。だが、上級貴族や上級武士、出家五衆はすくなく、非人層も含まれていない。西大寺への寄進者が対象となるという光明真言会の原則からみて、乞食を生計の中心とする非人は救済対象からはずれる、という指摘が注目されよう。

叡尊の慈善救済事業を論じた第二部第四章は、事業に関わる具体的事実と、その事業を支えた文殊・太子・行基信仰の関わりを説明する。

叡尊以前の南都では、伝統的に慈悲を強調した貧者救済・交通路整備などの社会事業にあたって、文殊・行基・太子の三者への信仰が相互に関連しあつて機能していた。そこには密教・浄土教による性格づけはない。

叡尊は、密教修学の過程では悟りへの導き手として文殊・太子を信仰していた。社会事業においては、一転して救済者とし

ての文殊・太子が現れる。その初例が忍性による亡母追善のための七宿文殊供養を記述した『感身学正記』延応元年九月八日条である。著者によれば、ここには、忍性の亡母のための追善供養という来世信仰の要素よりも、現世で病氣などに苦しむ人々を救う信仰として文殊が理解されていると解釈される。ただし、史料では文殊への信仰は、忍性の意図としては死者の来世救済の目的でなされている。宿の文殊供養という場でなされる非人への物質給付は、死者救済のために廻向される宗教的善行であつて、非人への慈善救済が文殊信仰の目的として位置づけられているわけではない。非人は、彼ら自身が救済対象として目的視されているのではなく、死者救済の目的のための手段視されている。細川涼一氏が叡尊・忍性と非人の関わり方にみられる意識の歪みを指摘されたのは、史料にのこるこうした叡尊らの意識と、手段視された非人らの意識のギャップを指摘したものと考えられるだろう。非人の現世の苦悩を救済することが死者追善よりも重視されていたとする著者の説については、あらためて問い直してみたい。

文殊供養に際して、斎粥や衣類・傘などの衣食が「貧窮・孤独・乞匄・疥癩」と形容される非人に与えられた。衣食を与えるという慈善救済は、生計の面で自立できずに物質的・肉体的苦しみを受けている者、具体的には非人を対象にしている。

「叡尊は自立できる者は慈善救済の対象から除き、自立できずに現実に物質的・肉体的苦しみを受けている者に衣

食・薬などを与えて救済することを重視したのであり、その恩恵を蒙る人々こそ「非人」の中核と考えていたのではないかと思われる。だから非人には持斎をさせてその後密教に導こうとする道を示してはいるが、光明真言による非人救済は考えていない。非人にはあくまで諸信仰に根ざした慈善救済の方法を用いることが原則であつたと思われる」(二四六頁)

「一般庶民から中間階層については光明真言、非人には諸信仰による慈善救済というように、各階層の機根に応じて救済方法を使い分け、そのように極細かくすることによって漏れることなく真に衆生全体を利益することができる、というのが叡尊の救済観の特質であつたと考えられる。だから各階層の機根を越えた救済方法はとらないし、また不特定多数の階層を相手にした救済方法もとらない」(二四八頁)

ここに集約的に述べられているように、前章でみた戒律と密教(光明真言)による救済や、本章が扱う光明真言と慈善事業による救済というように、階層ごとの機根に対応した救済方法の多様化・使い分けが、本書の叡尊論の主眼であるといえよう。文殊信仰にかぎってみても、学解的な文殊信仰と救済主体としての文殊信仰が叡尊においては並存する。叡尊には、法然・親鸞・日蓮らの選択の教理とは異質なかたちで、多様な救済論が存在したとする。

第二部第五章は、叡尊の救済方法の多様化の契機となつた関東下向の意義を論じる。施薬としておこなわれた可能性がある「備茶」や、途次滞在した宿における遊女・非人へのまなざし、長母寺での事跡とのちの住持である無住との関わり、戒律によつては救済されない破戒・無戒者の問題など、大枠では修験・遊行として位置づけうるこの旅が、今後追究すべき多くの問題を含むものであることを示唆している。

第二部第三章では、叡尊の語録から「探・闡」のもつ意義を検討し、公平・公正で客観的な「闡」の集団規律としての意義・有効性と、その時期的変化を描く。明恵を視野に含めた、個人的・主観的な性質をもつ夢と客観性をもつ「闡」の比較も興味深い。

第二部第五章の忍性についての考察においても、叡尊の場合と同様に、関係をもつた寺院の性格から思想・行動をあとづけるといふ方法が採られている。叡尊と出会う以前に、信貴山・額安寺・阿部寺・竹林寺などで、太子・文殊・毘沙門天信仰をもつ修験者の性格を身につけていた。特に竹林寺では勸進聖の性格を身につけ、その関わりから西大寺に入ったのち、関東で教化した。戒律弘通を目的としながらも、関東で活躍する忍性には、修験者・勸進聖としての性格が見え、浄土信仰の存在も注目されている。

以上、著者の観尊理解を中心に、評者が本書から学んだことを紹介した。著者追塩氏は本書において、従来の戒律僧観尊という固定的視点を脱し、多様な信仰・行法をもつ観尊像を提示している。また、本書の意義は、観尊にかかわる成果だけではない。南都系寺院との接点を重視するという特徴的な方法、そしてそこから得られた信仰・行法の幅広さから、私たちは、中世の思想・信仰を研究するにあたって、思想家らのふまえていた精神的基盤の豊かさを視野に入れる必要を教えられるであろう。

著者が多くの根拠をあげて明らかにされたように、さまざまな信仰が提示され、多様な生活条件をもつ諸階層を救済しうる条件が整備されたという結論に評者も同意する。ただ、気になるのは「救済」の内容である。著者は非人救済を位置づけるにあたって、物質給付による生活苦の解消に関心をはらう一方で、いかなる宗教的救済が用意されたのかという問題については検討していない。授戒・持戒という現世における生活の宗教化、光明真言による死後の追善、さらに非人への物質給付による生活苦の解消は、同じく「救済」の手段と位置づけられるとしても、非人に対しては物質給付のほかに宗教的救済をおこなったか否かが問われるべきではないだろうか。

評者がこのような疑問をもつのは、非人への物質給付の場で

は、宗教的救済がおこなわれているからである。非人救済の理念を示した『般若寺文殊菩薩像造立願文』（文永五年・一二二八）によれば、物質給付は非人の「疥癩孤独之飢苦」を癒し「各々之追求」を抑えるためであり、施与される非人は衣食を求めてやむことがない日常の欲心から離れ、宗教的向上を得ることができるとする。ここでは、物質給付は手段であり、本質的な目的は仏道に心を向けさせることにある。これは単なるレトリックではない。非人の生活の宗教化は、八斎戒の授戒・持戒によってなされていた。この般若寺における非人施行は、『中臣祐賢記』文永六年（一二六九）三月二五日条に詳しいが、非人に齋戒をたもたせたことが見える。非人への八斎戒授戒に着目すると、そもその文殊供養の初例である額安寺文殊供養について、観尊は物質給付については言及しないが、八斎戒授戒を記録している（『感身学正記』仁治元年・一二四〇条）。これらのことから、非人救済事業においては、物質給付ではなく八斎戒による宗教的救済が本質視されていたと解釈できないであろうか。

さらに視点を変えてみよう。非人への八斎戒授戒は仁治元年（一二四〇）を初例とするが、一般民衆への十重戒・梵網戒授戒はその二年後の仁治三年を待たねばならない。非人への授戒は、一般民衆への授戒に先行するのである。開始時期に着目するならば、授戒・持戒による民衆救済は、非人救済≠非人授戒を契機として発想された可能性がある。こういった観点からは、非人は授戒・持戒による救済の枠外であった、という著者の論

点とは逆に、非人にも授戒がなされ、持戒が期待されたのであり、非人への授戒が多様な戒による全階層の救済という叡尊教団に特徴的な活動を導き出した、という見方も成り立ちうるのではないか。各階層の生活条件に即した、比丘戒から八斎戒にいたる多様な戒が、全階層に一貫する救済方法として想定されていたと思われる。こうした側面が、「七衆」教団の形成（感身学正記）建長元年・一二四九条および『元亨釈書』西大寺叡尊伝）として記録される叡尊の宗教活動の主眼であったのではないか。

戒律以外の多様な信仰・行法の把握という著者の方針とは逆に、授戒活動の視点からの読後感となってしまうが、評者は、筆者が本書第一部で検討された叡尊以前の南都仏教研究の必要と同じく、伝統と変化を追うという意味で、戒律活動も含めて叡尊・忍性以降の教団の展開を追跡する必要がある。第二部第六章で指摘されるように、叡尊とその後継者忍性は異質な性格をもつし、叡尊没後の教団指導者についても、鎌倉の忍性だけでなく、叡尊を継いだ西大寺二世長老信空を視野に入れて論じなければならぬ。祖師たちの世代以降の鎌倉仏教の展開を、著者が本書でおこなったように幅広い信仰世界をふまえて記述すること、これが本書によって提起された次の課題であろう。

（日本学術振興会特別研究員）

前田 勉著

『近世日本の儒学と兵学』

（べりかん社・一九九六年）

高橋 文博

本書は、前田勉氏がこれまで意欲的に進めてきた近世日本思想史研究の集大成である。以下に述べるように、本書は多くの生産的知見を含むものであり、学界を裨益すること大なるものであると考える。また、わたくし自身、本書所収の多くの論文を発表当時に拝読して多大な刺激をうけた。このたびこのような形で公刊されることを心より喜ぶものである。

まず、本書の構成を「目次」によって紹介する。

序 章 近世日本思想史の対立軸としての兵学と朱子学

第一節 朱子学不適合説の問題

第二節 兵営国家と兵学

第三節 近世日本の朱子学の可能性

第四節 兵学と朱子学の対立点

第一章 林家の朱子学

第一節 林羅山の挫折

第二節 林読耕斎の隠逸願望